

官報 號外

大正八年一月二十六日

日曜日

印刷局

第四十一回 衆議院議事速記録第六號

大正八年一月二十五日(土曜日)午後一時八分開議

議事日程 第五號 大正八年一月二十五日

午後一時開議

第一 作業會計法中改正法律案(政府提出)

第一 讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 海軍工廠資金會計法中改正法律案(政府提出)

第一 讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 國債整理基金特別會計法中改正法律案

(政府提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 事業公債金特別會計法案(政府提出)

第一 讀會

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出)

第一 讀會

第十 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一 讀會

第十二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十三 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

第一 讀會

第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(大岡育造君) 報告ガアリマス

(原田書記官朗讀)

一 政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

(第一號)天正七年度歳入歳出總豫算追加案

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

食糧政策及小作農保護ニ關スル建議案

提出者 土井 權大君 中川幸太郎君

決議案

提出者

元田 肇君

小川 平吉君

川原 茂輔君

藤澤幾之輔君

下岡 忠治君

古島 一雄君

花井 卓藏君

東方調査局設置ニ關スル建議案

提出者 伊東 知也君

一 議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ如シ

滿洲ニ於ケル土地商租ニ關スル質問主意書

提出者 伊東 知也君

科學獎勵ニ關スル質問主意書

提出者 樋口 秀雄君

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

一 昨二十四日常任委員補選ノ結果左ノ如シ

第七部

決算委員 秋田寅之介君(中川隣之輔君補闕)

一 昨二十四日委員長及理事互選ノ結果左ノ如シ

會計検査院法中改正法律案委員會

委員長 渡邊 昭君 理事 大石 五郎君

第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律案委員會

委員長 根本 正君 理事 秋田 清君

戰時利得稅法中改正法律案委員會

委員長 井上敬之助君 理事 大口 喜六君

大正七年勅令第三百七十三號(承諾ヲ求ムル件)外

一件委員會

委員長 鷗澤 總明君 理事

熊谷 直太郎君

尾崎元次郎君

石原正太郎君

家祿賞典祿處分ニ關スル法律案外一件委員會

委員長 松井文太郎君 理事

八田 宗吉君

○議長(大岡育造君) 會議ヲ開キマス、諮問ガアリマス、常任委員第三部選出豫算委員平山岩彦君、右常任委員辭任ノ申出ガアリマス、許可スルコトニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可致シマス、就テハ其部ニ於テ速ニ補缺選舉ヲ行ヒ届出アランコトヲ望ミマス、尙ホ其他ノ議員ヨリ請暇ノ申出ガアリマス、病氣ノ爲メ今二十五日ヨリ向フ八日間櫻井庄平君、病氣ニ付今二十五日ヨリ向フ二週間小山東助君、許可スルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ之ヲ許可スルコトニ致シマス、内閣總理大臣ノ演說ヲ許可致シマス

(拍手起ル)

(國務大臣原敬君登壇)

○國務大臣(原敬君) 諸君 既ニ御間及ニ相成リマシタコト、存ジマスルガ、此度李太王殿下薨去ニ相成リマシテ、洵ニ哀悼ノ至ニ堪ヘヌ次第デアリマス、之ニ付キマシテ、從來合併以前ニ在リマシテ、日鮮交際ノ極メテ親密ナルコトニ鑑ミ、又合併後ノ今日ニ於テハ、我皇室ニ於カレマシテ、皇族ニ準ジテ優遇セラレ、ト云フコトニ願ヒマシテ、政府ニ於キマシテハ、李太王殿下ノ御葬儀ハ、國葬ヲ以テ營ムコトヲ適當ト思考致シマス、仍テ本日之ニ關スル豫算案ヲ提出致シマシタデアリマス、唯今申ス如ク從來ノ歴史ニ鑑ミ、又今日我が皇室御優遇ノ御趣意ニ願ヒ、尙ホ既ニ李王世子ハ、我が皇族ト御婚儀モ結バル、ト云フコトニ相成ッテ居ルデアリマス、是等種々ノ點ヲ綜合致シマシテ、適當ナリト思考致スデアリマスカラ、諸君ニ於テハ御審査ノ上、願クバ滿場ノ御一致ヲ以テ此案ニ御賛成アランコトヲ、深ク希望スルデアリマス(拍手起ル)

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

○議長(大岡育造君) 齊藤珪次君

李大王國葬費ノ追加豫算ハ緊急議スベキモノト存ジマス
ノデ、是ヨリ豫算委員會ヲ開キタツ存ジマスカラ、御許可ヲ
願ヒマス

○議長(大岡育造君) 許可致シマス、成ベク速ニ御審査
ノ上、御報告ヲ希望致シマス

○齋藤珪次君 而シテ豫算委員ノ諸君ハ直チニ御參集
ヲ請ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第一ヨリ第十三マデハ、便宜
上一括議題ト爲スニ御異議ハアリマセスカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ、一括シテ議題
ト致シマス——第一作業會計法中改正法律案、第三海軍
工廠資金會計法中改正法律案、第五國債整理基金特
別會計法中改正法律案、第七事業公債金特別會計法
案、第九臨時國庫證券法中改正法律案、第十一朝鮮事
業公債法中改正法律案、第十三臺灣事業公債法中改正
法律案、是ダケヲ一括議題ト爲シ、第一讀會ヲ開キマス、
神野政府委員

第一 作業會計法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

作業會計法中改正法律案

作業會計法中左ノ通改正ス

第一條中左ノ如ク改ム

第四 海軍火藥廠

第二條第三項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

海軍火藥廠据置運轉資本ハ二百萬圓トシ漸次一般
會計ヨリ繰入ス

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第三 海軍工廠資金會計法中改正法律案

(政府提出)

第一讀會

海軍工廠資金會計法中改正法律案

海軍工廠資金會計法中左ノ通改正ス

第二條 海軍工廠資金ハ二千萬圓トシ漸次一般會計
ヨリ繰入ス

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第五 國債整理基金特別會計法中改正法律案

(政府提出)

第一讀會

國債整理基金特別會計法中改正法律案

國債整理基金特別會計法中左ノ通改正ス

第二條中「一般會計」ノ下ニ「又ハ特別會計」ヲ、「借入
金」ノ下ニ「並臨時國庫證券」ヲ加ヘ、他ノ特別會計ヨリ
繰入ルモノヲ併セテヲ削ル

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

第七 事業公債金特別會計法案(政府提出)

第一讀會

事業公債金特別會計法案

事業公債金特別會計法

第一條 各種ノ事業公債法ニ依ル公債金ノ會計ハ之
ヲ特別トシ一般ノ歳入歳出ト區分スヘシ

第二條 公債金ヲ使用セントスルトキハ之ヲ其ノ事業
費ノ屬スル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第三條 公債金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部
ニ預入ルヘシ

第四條 本會計ハ公債ノ發行ニ依ル收入金、運用利殖
金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歳入トシ第二條及第六
條ノ規定ニ依ル繰入金ヲ以テ其ノ歳出トス

第五條 公債金ニシテ毎年度内ニ使用セサルモノハ遞
次ノ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ毎年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次
之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第六條 公債金ハ之ヲ以テ支辨スル事業費毎ニ區分
整理シ其ノ事業完了ノ後剩餘アルトキハ之ヲ其ノ事
業費ノ屬シタル會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第七條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ
歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

附則

本法ハ大正八年度ヨリ之ヲ施行ス

事業公債及鐵道公債特別會計法、朝鮮事業公債金特
別會計法ハ之ヲ廢止ス

本法施行ノ際前項ノ各特別會計ニ屬スル公債金ハ之
ヲ本會計ノ歳入ニ繰入ルヘシ

第九 臨時國庫證券法中改正法律案(政府提出)

出)

第一讀會

臨時國庫證券法中改正法律案

臨時國庫證券法中左ノ通改正ス

第一條中「便ニスル爲」ヲ「便ニシ其ノ他聯合國ノ財政
ヲ援助スル爲」ニ改ム

第二條中「五億圓」ヲ「八億圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十一 朝鮮事業公債法中改正法律案(政府提出)

提出)

第一讀會

朝鮮事業公債法中改正法律案

朝鮮事業公債法中左ノ通改正ス

「一億六千八百萬圓」ヲ「一億七千八百萬圓」ニ改ム

第十三 臺灣事業公債法中改正法律案(政府提出)

提出)

第一讀會

臺灣事業公債法中改正法律案

臺灣事業公債法中左ノ通改正ス

第一條中「七千三百五十萬圓」ヲ「九千二百五十萬圓」
ニ改ム

第三條 削除

第六條及第七條ヲ削ル

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法施行前募集シタル臺灣事業公債ノ元金ノ消滅時
效ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔政府委員神野勝之助君登壇〕

○政府委員(神野勝之助君) 作業會計法中改正法律案
ノ改正ノ理由ニ付テ申上ゲマス本案ハ政府ニ於キマシテ、
大正七年度中ニ平塚ノ日本爆發物製造株式會社ヲ買收
致シマシタル結果トシテ、新ニ海軍火藥廠ヲ設ケマシテ、其
收支ハ之ヲ特別會計トシテ經營スルヲ至當ト認メマシテ、
作業會計法中ニ改正ヲ加ヘヤウトスルノデアリマス、第一
條三海軍火藥廠ト云フ文字ヲ加ヘ、第二條第三項ノ方ニ
其運轉資本ノ額ヲ決メヤウトスルノデアリマス、之ニ要シマス
ル据置運轉資本額ハ一年ニ三四回廻轉スルモノト認メマ
シテ、二百萬圓ト定メマシテ、大正八年度ニ於テ、一般會計

ヨリ致シマシテ七十萬圓ヲ繰入レマシテ、其殘額ハ九年度以降、漸次其火藥廠ノ特別會計ヨリ生ズル益金ヲ以テ之ヲ繰入レテ行クト云フ豫定デアリマス、御審議ノ上御協賛アラシコトヲ希望致シマス、ソレカラ次ノ海軍工廠資金會計法中改正法律案ニ付キマシテハ、是ハ從來九百五十萬圓デゴザイマシタ、之ヲ二千萬圓ニ増加シヤウト云フノデアリマス、海軍工廠資金會計法ハ、明治三十八年ノ公布ニ係リマシテ、其資金ハ明治四十二年度ニ至リマシテ、現在ノ九百五十萬圓ニナリマシタ、然ルニ近年海軍造船造兵事業ノ膨脹ヲ來シマシテ、資金ノ收支額ハ著シク増加致シマシタ、又造船造兵事業費豫算ハ、是亦之ニ相伴ウテ著シク増加致シマシテ、共ニ二倍乃至三倍位ニ増シテ來マシタノデアリマス、斯ウ云フ状態デアリマスカラ、現在ノ据置運轉資本額ニテハ、運轉上困難ヲ感ジマスカラ、之ヲ二千萬圓ニ増加致シマシテ、大正八年度ニハ一般會計ヨリ百萬圓ヲ繰入レマシテ、其殘額ハ大正九年度以降ニ於テ、漸次繰入レヤウト云フデアリマス、而シテ其財源ハ矢張本會計カラ生ズル益金ヲ以テ、繰入レヤウト云フ豫定デアリマス、次ニ國債整理基金特別會計法中改正法律案、是ハ御承知ノ如ク、特別會計カラ繰入レル資金ト一般會計ヨリ繰入レル資金トアリマス、從來ハ特別會計カラ國債整理基金ニ繰入レマスルニ、一般會計ヨリ經由シテ繰入レテ居リマシタノデアリマス、今度豫算ノ簡明ヲ圖リマシテ、一般會計ヲ經由セズニ、直チニ特別會計カラ國債整理基金ニ繰入レヤウト云フ爲メニ、改正ヲ致シタイト云フノガ一點デゴザイマス、次ノ點ハ臨時國庫證券ト云フモノヲ、大藏省證券ト同シヤウニ、此百分ノ百十六ヲ繰入レルト云フ計算ノ外ニ置カウト云フ點デゴザイマス、ト云フノハ臨時國庫證券ハ、唯、金融上ノ種々ノ目的ニ發行致シマスルモノデアリマシテ、國債トハ云フモノ、國ノ歳出事業費ニ充テルト云フモノデアリマシテ、矢張其性質ハ大藏省證券等ト同ジ性質ノモノデアリマスカラ、國債償還額ノ百分ノ百十六ノ中ニ加ヘナイ、大藏省證券ト同ジク其外ニ置カウト云フ趣意ナシデアリマス、ソレカラ事業公債金特別會計法、是ハ新ニ此事業公債金ヲ收入致シマス一ツノ特別會計ヲ設ケヤウトスルノデアリマス、現在ハ特別會計ノ公債金ノ收入ハ、朝鮮ノ事業公債金ハ、朝鮮事業公債金特別會計法ト云フノガゴザイマス、又臺灣ノ方ノ公債金收入ハ、事業公債金特別會計ト云フノガゴザ

イマシテ、各特別會計公債金毎ニ、別々ニ特別會計ガ立ッテ居ルノデアリマス、誠ニ區々ニナッテ居リマスカラ、今度之ヲ統一一致シマシテ、事業公債金ノ收入ト云フモノハ、此一ツノ特別會計ニ皆ナ收入致シマシテ、統一ヲ圖リタイト云フ趣旨カラ、此特別會計法ヲ設ケマシテ、一方ニ於テ現在ノ朝鮮特別會計法、並ニ事業公債金特別會計法ハ廢シタイト云フ趣意ナシデアリマス、ソレカラ臨時國庫證券法中改正法律案、是ハ第一點ハ其目的ノ範圍ヲ擴メマシテ、聯合國ニ對シテ輸出スル、軍需品ノ代金ノ決済ヲ便ニスルト云フコトノ外ニ、聯合國ノ財政ヲ援助スル爲メト云フコトニ目的ヲ擴メタイト云フノガ一ツト、又第二點ハ三億圓ヲ發行限度ニ止メマシテ、現在ノ五億圓ヲ八億圓ト致シマシテ、此臨時國庫證券ノ發行ノ目的ヲ十分ニ致シタイト云フ趣旨ナシデアリマス、次ニ朝鮮事業公債法中改正法律案、是ハ朝鮮ニ於キマスル海關工事費ノ増加ニ伴ヒマシテ、今年度豫算ニ計上シテゴザイマス通り、約一千万圓ヲ現在ノ公債限度ノ額ニ加ヘマシテ、一億七千八百萬圓トシヤウト云フ改正案デアアルノデアリマス、其次ノ臺灣事業公債法中改正法律案、是ハ臺灣ニ於キマスル鐵道ヲ複線ニ致サウト云フ(モウ少シ大聲ニ願ヒマス、聞エナイト呼フ者アリ)風邪ヲ引イテ居リマシテ、咽喉ガ惡ウゴザイマスカラ、臺灣ニ於キマスル鐵道事業ノ發展ニ伴ヒマシテ、鐵道ノ建設費ヲ増加スル必要カラ致シマシテ、約二千万圓近ク現存ノ發行限度ニ加ヘマシテ、七千三百五十萬圓ト云フノヲ、九千二百五十萬圓ト改メタイト云フノガ一點デアリマス、ソレカラ他ノ點ニ於キマシテハ、此公債法ハ早キ以前ニ制定セラレマシタモノデ、稍、今日ノ事情ニ適シナイ箇條ガゴザイマスカラ、之ヲ改正致シタイト云フノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛アラシコトヲ願ヒマス

○議長(大岡育造君) 日程第二乃至十四、右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○岩崎勳君 議長

○議長(大岡育造君) 岩崎君

○岩崎勳君 日程第一乃至十四ノ七案ヲ一括シテ、委員ノ數ハ特ニ二十八名トシ、議長ニ於テ指名セラレントヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 御異議ガナケレバ議長指名、十八名ノ委員ニ付託スルコトニ決シマシタ

○岩崎勳君 議長

○議長(大岡育造君) 岩崎君

○岩崎勳君 議事日程ノ追加ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ茲ニ第一號大正七年度歳入歳出總豫算追加案ヲ議題トシ、委員長ノ報告ヲ求メ、且ツ之ヲ審議シ、次ニ元田肇君外十三名提出、李太王殿下哀悼ニ關スル決議案ヲ追加上程シ、提出者ノ説明ヲ求メ、且ツ之ヲ審議セラレントヲ望ミマス、而シテ決議案ノ全文ハ特ニ朗讀ヲ命ゼラレントヲ望ミマス

○議長(大岡育造君) 岩崎君ノ動議ニ御異議ナキモノト認メマス、御異議ハアリマスマイ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(大岡育造君) 即チ日程ハ追加サレマシタ

第一號 大正七年度歳入歳出總豫算追加案

決議案(元田肇君外十三名提出)

○議長(大岡育造君) 豫算委員長ノ報告ヲ求メマス

○齋藤珪次君 議長

○議長(大岡育造君) 齋藤珪次君

〔拍手起ル〕

○齋藤珪次君 本員ハ茲ニ第一號大正七年度歳入歳出總豫算追加案ノ此審查ノ報告ヲ致スコトヲ悲シマス、本案ハ御承知ノ如クニ、大勳位李太王殿下薨去ニ付キ、國葬費十萬圓ヲ要スルト云フコトノ案デアリマシテ、之ヲ政府ヨリ提出致サレマシタ、豫算委員會ハ本案ヲ議スルニ於キマシテ、全員此李太王殿下ノ卒然薨去セラレシコトヲ哀悼痛惜致スノデアリマス、爲ニ豫算委員會ハ此誠意ヲ表スルノ意思ヲ以テ、全部原案ノ如ク決定ヲ致シマシタ、右御報告ニ及ビマス

〔拍手起ル〕

○岩崎勳君 本案ハ委員長報告ノ通り、全會一致、即時可決セラレントヲ希望致シマス

○議長(大岡育造君) 豫算委員長ノ報告ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ希望致シマス

總起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致可決シタルコトヲ宣告
致シマス、決議案ノ朗讀ヲ命ジマス

〔原田書記官朗讀〕

決議案

提出者

- 元田 肇君 岡崎 邦輔君
- 小川 平吉君 江藤 哲藏君
- 川原 茂輔君 武富 時敏君
- 藤澤幾之輔君 早速 整爾君
- 下岡 忠治君 野添 宗三君
- 古島 一雄君 金杉英五郎君
- 花井 卓藏君 山根 正次君

衆議院ハ大勳位李太王殿下薨去ノ報ニ接シ哀悼ノ至
ニ勝ヘズ茲ニ本院ノ決議ヲ以テ恭ク弔意ヲ表ス

○議長(大岡育造君) 元田肇君

○元田肇君 理由ヲ説明スル爲メニ登壇致シマス

○議長(大岡育造君) 御登壇ヲ望ミマス

〔元田肇君登壇〕

〔拍手起ル〕

○元田肇君 諸君、本員ハ唯今朗讀ニナリマシタ哀悼ノ
決議案、提出ノ理由ヲ申述ベタイト存ジマス、大勳位李太
王殿下本月二十一日病ニ罹ラセラレタルノ報傳リマスル
ヤ、本員等ハ必ズ御快方ニ向ハセラルベキコトヲ信ジマシ
テ、其一日モ速カランコトヲ祈リ奉ツタ譯デアリマシタガ、其
甲斐モナク二十二日遂ニ薨去アラセラレタルノ報ニ接シマ
シテ、洵ニ千歳ノ恨事、哀悼悲痛ニ堪ヘナイ次第デアリマ
ス、殿下ハ天資英明仁慈ニアラセラレマシテ、御仁政ノ事
ハ枚擧ニ遑アラズト承ツテ居ルノデアリマス、彼ノ日清日露
ノ兩役ニ於ケル盟約締結ヲ首メト致シマシテ、多年御深慮
アラセラレタルハ較著ノ事實デアリマス、而シテ特ニ東洋ノ
平和ヲ保維シ、朝鮮ノ福利ヲ増進スル事ヲ觀念アラセラレ
マシテ、遂ニ能ク泰平隆昌ノ德澤ニ浴スルノ今日アルニ至
ラシメマシタコトハ、李王殿下ノ御英斷ニ出デタコトノ多キ
ニヨルコトハ、申スマデモナキ事ト存ジマスガ、李太王殿下
ノ英明ナル御贊助亦與テ多大ナルコトヲ信ジテ疑ハナイノ
デアリマス、斯ノ如キ次第デアリマスルガ故ニ、我が帝室ニ於
カセラレマシテモ、特別ナル御優遇アラセラレルコト、拜察
スルノデアリマス、李太王殿下ハ、御退位後ハ德壽宮ニ餘
世ヲ送ラレマシテ、風月ヲ侶トサレテ在ラセラレタノデアリマ
スガ、其後世子殿下ノ御就學ノ事アルニ及ビマシテ、一日

千秋ノ御思ニテ御成長ヲ待タセラレ、客年久ミニテ御對面
ニナリマシテ、世子殿下ノ文武ノ道ニ御練達アラセラレタル
其御雄姿ヲ御認メニナリマシテ、御喜ビモ一層デ在ラセラレ
タト云フコトヲ吾々ハ承ツテ居リマス、此頃ハ又梨本宮女王
殿下ノ御慶事ノ御勅許ヲ賜リマシテ、不日御式事ヲ舉ゲ
サセラルベキ御運ビトナリ、李太王殿下ノ御滿悅ハ想察シ
奉ルニ餘リアリシニ、何事デアリマセウ、俄ニ病ニ罹ラセラレ
マシテ、薨去ノ報ニ接スルニ至ラントハ、李王家各殿下ノ
御悲歎ハ如何許リデアリマセウ、又梨本宮殿下ノ御悲ミハ
拜察ニ堪ヘヌ次第デアリマス、上陛下ノ御思召ノ程モ誠
ニ恐懼ニ堪ヘヌコトニ存ジマス、本院ハ既ニ國葬費ニ付キ
マシテ、先刻滿場一致ノ誠意ヲ披キマシテ、協賛致シタ次
第デアリマスガ、尙ホ哀悼ノ至情ヲ披瀝致シマシテ、敬弔ノ
意ヲ表スル事ガ至當デアラウト存ジ、各派期セズ一致ノ意
見ヲ以テマシテ、茲ニ本院決議案ヲ提出スルニ至ツタ次第デア
リマス、私ハ長ク多辯ヲ此間ニ挾ム必要ハナイト存ジマス、
誠ニ哀悼悲痛ニ堪ヘナイ次第デアリマシテ、以上本院決議案
提出ノ理由ヲ述ベマシテ、滿場一致ノ御賛成アラントヲ
期待致シテ降壇致シマス

〔拍手起ル〕

○議長(大岡育造君) 決ヲ採リマス、決議案ニ賛成ノ諸
君ノ起立ヲ求メマス

總起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致可決シタルコトヲ宣告
致シマス、尙ホ茲ニ御諮リ申ス事ガアリマス、弔意ヲ表スル
爲メニ、本日ハ是ヨリ休會、尙ホ御葬儀當日ハ休會スルコ
トニ致シテハ如何デアリマス

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(大岡育造君) 御異議ナケレバ是亦御起立ヲ希
望致シマス

總起立

○議長(大岡育造君) 滿場一致可決致シマシタ、本日ハ
是ヨリ休會、尙ホ御葬儀當日モ休會スル旨ヲ宣告致シマス
午後一時三十九分散會

衆議院議事速記録第三號正誤

頁	段	行	誤	正
二五	下	三四	紐育	「ニウワルク」